

利用規約（9月28日改定）

目的

第1条 ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス（以下「サービス」という。）の利用を希望する者の申請手続き及び利用を承認された者が、運営管理者から受けるサービス内容に関して必要な事項を定めます。

運営管理者

第2条 運営管理者とは別表に掲げる地方公共団体です。

登録者

第3条 サービスにより、第8条に規定する手続きを利用できる者は、事前に、本規約を承認のうち、所定の利用者登録をした個人又は団体グループで、運営管理者が認めた者（以下「登録者」という。）とします。

2 前項に関し、個人については満13歳に満たない者（ただし中学生を除く。）は、登録者となることはできません。団体グループについては、その代表者及び連絡者について同様とします。

利用者ID

第4条 運営管理者は、登録者ごとに異なる登録者番号（以下「利用者ID」という。）を付与します。

2 運営管理者は、登録者の利用者IDをシステムに登録します。また、登録者は、利用者IDを他人に知られることのないよう適切に管理するものとします。

パスワード

第5条 運営管理者は、登録者から申し出のあったパスワードをシステムに登録します。また、登録者はパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理するものとします。

2 サービスの利用について登録者本人以外の者が利用者ID/パスワードを使用して第8条に規定する手続きを行い、損害等が発生した場合についても、その責は当該登録者にあることとします。

個人情報の利用目的

第6条 利用者登録及び施設予約手続きに際し収集した個人情報は、サービスによる予約管理及び施設利用に関する事務処理以外には使用しません。

登録料

第7条 サービスの利用に係る登録申請に要する費用は、無料とします。

施設利用手引き

第8条 登録者は、サービスの利用に当たっては、登録者の利用者ID、パスワードを入力することにより次の手続きを行うことができます。

- (1) 予約申込み
- (2) 予約申込みの取消
- (3) 予約結果の確認
- (4) 抽選の申込み
- (5) 抽選申込みの取消
- (6) 抽選結果の確認

2 前項の手続きは、各施設ごとに定められた所定の期間に行う必要があります。

3 第1項の(1)と(4)は、各施設所定の予約回数制限に従うものとします。

4 天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により第1項の手続きができなかった場合、運営管理者はその責を負いません。

5 毎日0時から4時30分までの間、システムメンテナンスのため、第1項の(1)、(2)、(4)及び(5)の手続きができません。

施設規則の順守

第9条 利用申請した施設の使用及び当該使用に係る使用料の支払い手続き等に当たっては、当該施設の関係規則に従うこととし、その施設の使用については、当該関係規則に定められた目的以外に使用することできません。

利用可能施設の追加等

第10条 運営管理者及び利用可能な施設は、登録者が登録申請を行ったとき以降、追加・変更等が生じる場合があります。登録者はその追加・変更等のあった施設について別に手続きを行うことなく、利用できるものとします。

サービスの停止

第11条 運営管理者は、利用者に対し、次の各号の1つに該当すると認められる場合は、事前に通知し、サービスの利用を停止又は制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、通知することなくサービスの利用を停止又は制限することができるものとします。

(1) 天災、事変その他の非常事態の発生又は施設予約システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

(2) サービスの利用が著しく集中した場合

(3) その他施設予約システムの運用において支障を及ぼし又は及ぼす恐れがある場合

利用の一時停止

第12条 利用者が本規約に違反した場合、その他運営管理者が不適切な利用と判断した場合には、運営管理者は、第8条のサービス利用を一時停止することができるものとします。

届出事項の変更

第13条 登録者が運営管理者に届け出た氏名、住所、電話番号等の変更が生じた場合は、遅滞なく所定の様式により、運営管理者に届け出るものとします。

登録資格の喪失

第14条 登録者が所定の登録廃止手続きを行った場合、又は登録者が次の各号の一に該当するときは登録者の資格を喪失します。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 施設の管理に関する法規又は本規約に重大な違反をした場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 住所変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、運営管理者が登録者への通知・連絡を行なうことができないと判断した場合
- (5) サービスの運営を故意に妨害した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営管理者が登録者として不適格と認めた場合

免責事項

第15条 利用者は、システムを自己の負担、判断及び責任において利用してください。運営管理者は、利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切責任を負いません。

準拠法及び管轄

第16条 この規約は日本国法に準拠するものとします。また、システムの利用又はこの規約に関して運営管理者と利用者間に生ずるすべての紛争は、所運営管理者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

登録情報の字体

第17条 申込みされた登録申請書の記入字体が、システムで取扱い困難である場合には、類似する標準文字で登録するものとします。

規約の変更

第18条 運営管理者は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行なうことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとし、利用者は、利用の都度、この規約の確認を行なうこととします。

その他

第19条 運営管理者は、その他必要な事項については、別に定めることができます。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行します。

附則

この規約は、令和2年7月1日から施行します。

附則

この規約は、令和2年9月28日から施行します。

別表

ひろしま・やまぐち公共施設予約システム運営管理者一覧

広島県、広島市、呉市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市
山口県、下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、光市、周南市